

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

当市は県の南西部に位置し、南部一帯は阿蘇山脈の最北にあたる多良山系が連立、北は白石町、西は嬉野市、南は長崎県大村市、南東は太良町に隣接、東は有明海に面し、面積は 112.12 k² である。

南部に経ヶ岳 (1,076m) を主峰とする多良岳山脈があり、裾野は放射状の侵食谷が発達している。これらの山間部からの河川によって扇状地が形成され、平野部が有明海に向かって広がっている。有明海岸沿いには日本で最も干満の差が大きいとされる広大な干潟が存在している。

河川は、塩田川、中川、鹿島川、石木津川などをはじめ 22 の河川があり、有明海に注ぎ、これらの河川は、多良岳の東北山麓に扇状地を造成し、平野部に肥沃な農地を形成している。

年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間平均気温は 16℃前後で温和な気候である。年間降水量は平野部で平均 1,800 mm程、山間部は平均 2,000 mmに達し、2,800 mmを超えることもある。

② 想定される地域の災害リスク

(洪水：防災マップ、地域防災計画)

当市の防災マップによると、当所が立地する中心市街地を含む商業地域約 28ha は、50cm から 3m の浸水が予想されているほか、河川に挟まれた地域に位置しており、河川浸食及び氾濫流の危険性もある。また、太村方工場団地及び浜工場団地を含む工業地域約 108ha においても、同レベルの浸水が予想されているほか、感潮河川と近接しており、こちらの地域も河川浸食及び氾濫流の危険性がある。

死者 5 名、家屋等崩壊 43 棟、家屋等浸水 4,621 棟、河川決壊 285 ヶ所等の甚大な被害を受けた昭和 37 年の大雨などの災害を経験し、治水対策が進んでいるが、気象・地勢等の特性から過去発生した局地的な激甚災害が、今後も頻発することが予想されており、商業地域及び工業地域が被災した場合は、事業活動の停止など地域経済に与える影響は深刻で、人的被害も含め甚大な被害が予想されている。

(土砂災害：防災マップ、地域防災計画)

当市の防災マップによると、山間部の河川流域一帯は、地滑りなどの土砂災害が発生する危険性があるエリアとなっており、今後も大惨状を極める地滑り、山崩れ等の災害は多発的な傾向を辿ることが予想されている。

(地震：J-SHIS、地域防災計画)

地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 70% 以上の確率で発生すると言われている。市内平野部は、河川の運搬、堆積作用によって形成された沖積平野であり、この地域は軟弱地盤であるため、地震が発生した場合は相当な被害が生じる恐れがある。

(その他：防災マップ、地域防災計画)

当市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。梅雨や台風襲来期である 6 月から 9 月頃には、一日の降雨量が 100 mm 以上を記録することもあり、特に塩田川は感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時は、最も危険度が高まることが予想されている。

近年では令和 2 年 7 月豪雨の際、記録的短時間大雨情報が発表され、6 日 16 時 30 分には大雨特別警報が当市にも発表された。この大雨により当市の奥山雨量観測所では、7 月 6 日から 12

日までの1週間の降雨量が1,000mmを超え、24時間降雨量も474mmミリを記録するなど、多良岳周辺では記録的な雨となり、土砂災害や浸水被害などが多発、幸い人的被害はなかったものの、住家の被害は、全壊1棟、半壊3棟、一部損壊7棟、床上浸水4棟、床下浸水68棟に及んだ。

令和2年7月豪雨レベルの局地的な激甚災害は、今後も頻発することが予想され、台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響も毎年受けることが予想されている。

また、有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することも想定しておく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,563者
- ・小規模事業者数 1,186者

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	105	82	主に工場団地・工業地域に立地
	建設業	166	156	市内に広く分散して立地
	運輸・通信業	28	22	市内平野部に分散して立地
	卸売・小売業	433	295	主に商業地域・幹線道路沿いに立地
	サービス業	696	520	市内に広く分散して立地
	その他	135	111	
	計	1,563	1,186	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品（資機材、物資、食料等）の備蓄
- ・防災マップの各戸配布（令和2年4月）

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・災害時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・防災訓練の実施

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当所職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

小規模事業者はBCP策定や事業継続力強化取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知及びBCPを策定し、災害に備える。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 /
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 /

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・管内事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実行性のある取組の推進や効果的な訓練等について、経営指導員や専門家によるヒアリングを行い、事業者の実情に沿った計画策定支援を行う。 /

3) ~~商工会~~、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年事業継続計画を作成 /
令和4年事業継続計画を改定（別添）。

4) 関係団体等との連携

- ・佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 /
- ・当所及び当市が三者連携協定を結ぶ金融機関（日本政策金融公庫佐賀支店、佐賀銀行、佐賀西信用組合、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、十八親和銀行）のほか、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。 /
- ・職員知識向上のため、損害保険や各種保険の勉強会を実施する。 /

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所及び当市で、状況確認や改善点等について協議する。 /

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、鹿島市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

【災害（地震・津波・火災・台風・洪水）】

発災後2時間以内に（速やかに）職員の安否報告を行う。

（電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

【新型コロナウイルス】

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。 /
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鹿島市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。 /

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
 (例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

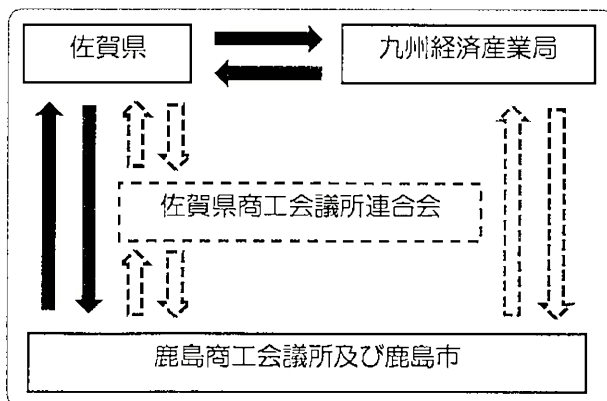
発災後～2週間	発生直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日2回共有する(必要に応じ頻度を増やす)
3週間～4週間	1日に1回共有する(必要に応じ頻度を増やす)
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する
2ヶ月以降	必要に応じて共有する

※災害の規模により共有頻度は、当所と当市が協議のうえ変更する場合がある。

- ・「鹿島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

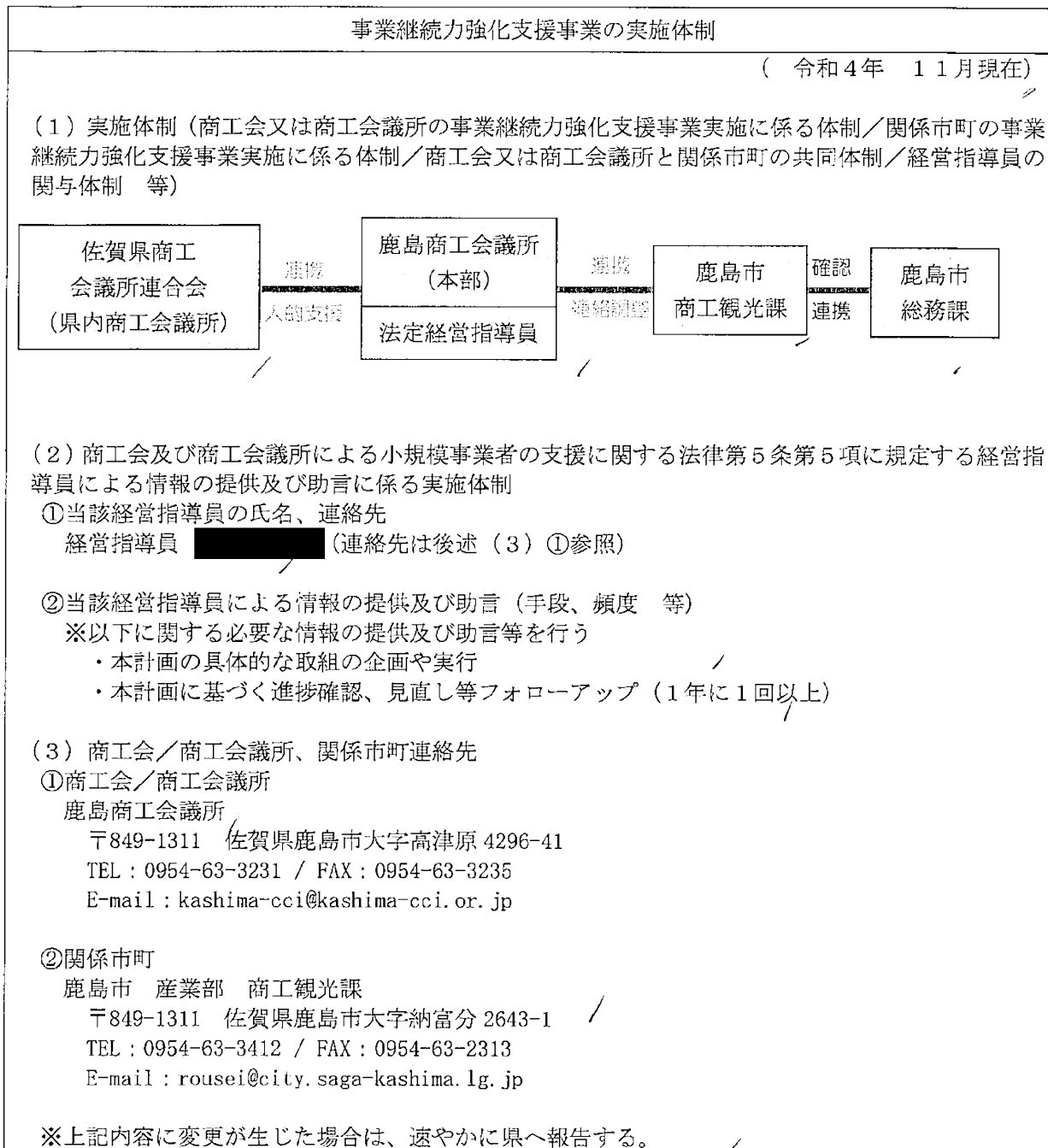
< 5. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	250	250	250	250	250
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鹿島市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	

